

告 示

埼玉県告示第七百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人萌友
- 三 代表者の氏名
高澤 征四郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡吉見町大字前河内三百二十番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者、高齢者及び高齢痴呆障害者に対しての生活支援及び青少年ボランティア活動の推進事業を行い、保健、医療又は福祉の増進を図り、地域社会の利益・発展に寄与することを目的とする。